

規定類相互の関連、対象者及び重点を明確にする。

#### 2.3.2 制定の方法等

規定類は標準化して作成し、管理責任者を定めて必要の都度改正と整備を行う。また、作成、制定、変更等に関する決裁の方法を明確に定める。

#### 2.4 保安管理の記録

保安に関する必要事項は、それぞれの責任者が記録し、保安技術の向上に資する。

重要な記録は、関係する責任者の検印を受け、保存期間及び廃棄に関する事項を定めて保存する。

#### 2.5 保安査察

社長は、定期的に当センターの保安状況を査察し、保安統括者等の意見を聞き、保安確保に関し指導する。

### 第3章 保安統括者等の職務

#### 3.1 保安統括者及び代理者の職務

当センター全般の保安に関する業務を統括管理する。

社長に対し、当センターの保安に関する報告及び提案を行い、その指示を受ける。

代理者は保安統括者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する。

#### 3.2 保安技術管理者及び代理者の職務

保安技術管理者は、保安に関する技術的事項全般を統括管理し、保安統括者を補佐し、保安係員を指揮する。また、保安教育を実施する。

代理者は、保安技術管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する。

#### 3.3 保安係員及び代理者の職務

保安係員は、保安に関する技術的事項を管理し、部下を直接指揮監督する。

代理者は、保安係員が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する。

保安係員及びその代理者の製造施設に関する具体的な職務は、次のように定める。

##### 3.3.1 製造施設及び製造の方法の管理

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準及び規定類で定められた基準に適合するように監督する。

##### 3.3.2 製造設備の運転管理

運転基準類の作成に関し助言を行い、部下に周知させる。

安全な運転及び操作を行うよう部下を訓練し、監督する。

運転管理について記録し、必要なものは保存する。

### 3.3.3 製造施設の維持及び管理

製造の為の設備、保安設備、測定機器等に関する管理基準の作成に関し助言を行い、正常な機能を維持する。

工事及び修理に際しては、基準に従い保安を確認する。

### 3.3.4 製造施設の巡視点検及び検査

製造施設の巡視点検及び定期自主検査を、基準に従って実施又は監督し、かつ、記録する。また、その結果に基づく措置を行う。

北海道知事等が行う保安検査に立会い、必要な対策を行う。

### 3.3.5 協力会社の保安管理

協力会社の作業基準の作成及び保安管理について指導する。

### 3.3.6 異常状態に対する措置

異常状態に対する措置基準の作成に関し助言を行い、措置基準を関係者に周知させる。また、異常状態が発生した場合に、応急措置及び対策を実施する。

### 3.3.7 保安の計画及び実施

保安教育計画の作成に関し助言を行い、実施計画を作成する。

関係者に対し、施設に関する保安教育訓練を実施する。

## 第4章 運転、操作等に関する保安管理

### 4.1 運転及びその管理を行う者

保安係員は運転を管理し、部下の運転及び操作を監督する。

保安上重要な運転及び操作は熟練者が行い、また、未経験者が従事するときは、熟練者が直接監督する。

運転操作員が欠員するときの補勤者を定め、必要に応じて欠員をカバーする。

### 4.2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施

#### 4.2.1 作成及び整備

規定類は可能な限り標準化して作成し、関係者に周知する。

規定類はプロセス又は設備の変更等に応じて改定整備する。

#### 4.2.2 運転基準

正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定める。また、運転基準において、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。

#### 4.2.3 巡視点検基準

製造施設及び製造の方法についての巡視点検の基準を定める。

巡視点検基準に従って、製造設備の使用開始及び使用終了時に、かつ、1日に1回以上高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じて頻繁に施設を巡視点検して保安の確認を行い、

その結果を記録し、必要な対策をとる。

#### 4.2.4 清掃基準

設備の補修、工事等の前後における系内のパージ清掃の基準を定める。

パージ清掃の実施は、全系列と設備の区分ごとに分けて行い、保安を確認する。

#### 4.2.5 用役等の管理基準

電気、水、蒸気、不活性ガス、制御用空気等の用役は基準を定めて管理する。

#### 4.3 交替勤務の引継

交替勤務の引継は、関係者立会いのもとに各直の運転操作員が対面引継を実施する。また、必要な引継事項は記録する。

#### 4.4 夜間及び休日の運転開始及び運転停止

夜間及び休日における施設の計画的な運転開始及び運転停止は、原則として、平日の保安体制と同様な体制を確保した場合に限り実施する。

#### 4.5 運転、操作等の記録

運転、操作等製造に関する保安上必要な事項を記録し関係者に閲覧し、期間を定めて保存する。

### 第5章 施設に関する保安管理

#### 5.1 法令に定められた製造施設の技術基準

保安係員は法第8条第1号に定められた製造施設の技術基準に関し、所管の製造施設が保安規則等に適合するように監督する。

その内容は次の各項に示す事項を網羅するものとする。

##### 5.1.1 製造施設の位置及び距離並びに建造物の構造等

製造施設の保安距離、設備間距離等

計器室等の建造物の構造、材料の種類等

##### 5.1.2 製造設備の構造等

定置式製造設備、貯槽についての機能、構造、材料の種類等

##### 5.1.3 保安設備、測定機器等

安全弁、破裂板、除害、緊急遮断、防爆、防消火、散水、保安電力、非常照明、ガス漏れ検知警報、静電気除去、不活性ガス等に関する保安設備及び温度計、圧力計、流量計等測定機器の位置、機能、構造、数量等

これらの設備の取扱いは定められた基準に従って行い、常に正しく作動するよう維持する。

#### 5.2 設備管理の規定類の作成及び実施

設備管理の規定類は、次のような内容を網羅するものを作成し、常に整備して関係者に周知させる。

保全工事管理、定期自主検査、保安設備の取扱い、測定機器取扱い、火気取扱い、工具  
防具取扱い、立入制限等

### 5.3 設備管理の記録

施設の履歴、保全等に関する必要事項は記録し、重要な記録は保安統括者等の検印を受け保存する。

### 5.4 施設の検査

定期自主検査に関する検査方法、検査頻度及び検査箇所の選定方法は、検査基準として具体的に定め、保安係員が実施又は監督し、必要な対策を行う。その結果は記録する。

北海道知事等が行う保安検査に際しては、検査方法等について事前に北海道知事等の承認を得るとともに、保安係員等関係者が立会い、その指示に基づいて対策を行う。

### 5.5 工事を行うときの保安管理

施設の補修工事を行うときは、保安管理基準を保安規則等に従って定め、あらかじめ計画を立て関係者と協議し、次のように措置する。

#### 5.5.1 工事責任者

工事全般に関する責任者を定め、関係者に対し、引火、爆発、ガス中毒又は酸欠に関する教育を行い、責任者の監視の下で工事を行う。

#### 5.5.2 工事前後の保安措置

保安係員は、工事着手前にページ清掃その他の保安措置を確認し、また、工事完了及び運転開始に際しても保安措置を確認する。

#### 5.5.3 設備内作業に関する保安措置

設備内で作業を行う場合は、系内を完全に空気置換し、ガス中毒及び酸欠の防止を確保する。

#### 5.5.6 施設を新增設するときの保安管理

施設を新增設するときは、保安係員を早い時期に決定し、運転基準、設備管理基準等を定め、かつ、プロセスの保安に関する重点を明確にして、関係者に周知させる。

## 第6章 異常状態に対する措置

### 6.1 不調・故障に対する措置

運転又は用役が不調又は故障のときの発見方法、処置、対策及び関係者への通報連絡に関する措置基準を定め、関係者を教育訓練する。また、その原因を調査し、対策を検討する。

### 6.2 事故・災害に対する措置

各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、当センター内外の関係者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関する措置基準を定め、関係者を教育訓練する。

### 6.3 人身事故に対する処置

人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架、保護具及びその他作業場の状況に応じて必要な緊急設備及び用具を配備し、関係者を教育訓練する。

### 6.4 異常状態に関する記録

異常の状況、時期、措置、対策等を記録し保存する。また、その結果を検討し、保安技術の向上に資する。

### 6.5 関係事業所、協力会社等との関連

事故・災害の発生時における関係事業所、協力会社等への通報連絡及び援助に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。

### 6.6 大規模な地震及び津波に対する措置

大規模な地震及び津波による災害を想定し、対応の考え方、情報の入手手段、関係者への通報・連絡、初期行動、避難、製造施設の緊急停止、設備点検、緊急時の体制、食料等必需品の確保、防災活動等について定め、関係者に周知すると共に定期的に対応訓練を行う。

## 第7章 保安教育及び規定類の周知

### 7.1 保安教育の計画及び実施

保安教育計画に基づき、関係する従業員に対し、保安意識の高揚、必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について教育及び訓練を行う。

実施した結果は記録し活用する。

### 7.2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用

危害予防規程は関係する従業員に教育して周知徹底させ、規定類は対象者別に必要な規定を重点に教育訓練し活用する。

### 7.3 事故・災害対策訓練

事故・災害の発生に備え、防災訓練、及び夜間休日の防災訓練を定期的に計画し、実施する。

### 7.4 改善提案等

広く従業員に対し、保安に関する改善提案を求め、優秀なものは表彰し、保安意識の高揚と保安レベルの向上を図る。

### 7.5 危害予防規程等に違反した者の措置

危害予防規程及び規定類に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返し実施し違反防止に努める。

## 第8章 協力会社の保安管理

### 8.1 管理監督の方法

協力会社の保安上の責任範囲を具体的に定め、保安係員は協力会社の作業基準の作成を指導し、その従業者が基準を遵守するよう監督する。また当センターの規定類のうち協力会社に必要なものを抜粋して与え、遵守するよう監督する。

### 8.2 保安教育

協力会社の従業者には、保安教育計画に従い教育を実施し、また、協力会社の行う教育を指導し、保安を確保する。

## 第9章 危害予防規程の制定及び変更

### 9.1 作成、制定及び変更の方法

危害予防規程は、センター長が関係者と協議して作成し、センター長が制定する。また、変更する時も同様に行う。

### 9.2 届出

社長は、制定又は変更した危害予防規程を北海道知事に届け出る。

### 9.3 経過の記録

危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、制定又は変更年月日、目的、主要事項等の事項を改定経歴表に記録する。

#### 9.3.1 届出受理年月日 平成27年10月27日

図-1

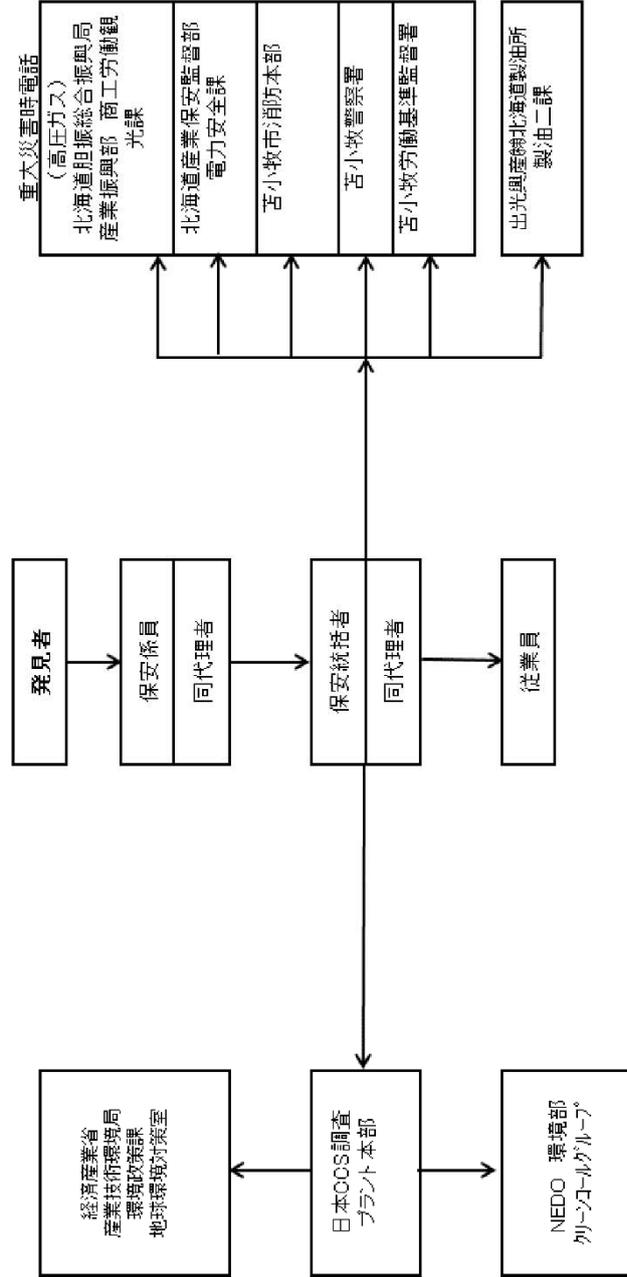
日本CCS調査株式会社 苫小牧CCS実証試験センター

高圧ガス保安法 保安管理組織図

令和 2年4月1日 改定



図-2  
 苫小牧CCCS実証試験センター  
 高圧ガス保安法 保安管理組織関連図  
 災害発生時緊急連絡体制



# 消防法 予 防 規 程

(所 在 地) 北海道苫小牧市真砂町 12 番地

(会 社 名) 日本CCS調査株式会社

(事 業 所 名) 苫小牧CCS実証試験センター

## 改定経歴表

(規程名称)  
消防法予防規程

(所管)  
安全環境グループ

制定・改定・廃止・定期見直し 年月日	目的	主要事項	承認者 印	点検者 印	作成者 印
H27年9月1日	制定	新規作成			
H28年3月25日	改定	組織変更に伴う見直し等			
H30年7月17日	改定	別様式 4-1「緊急連絡網」にNEDO環境部追加			
R2年1月7日	改定	圧入停止による体制変更等により改訂			
R2年4月1日	改定	体制・組織変更等による改定			

## 苫小牧CCS実証試験センター予防規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、苫小牧CCS実証試験センター（以下、「当センター」という。）における危険物の取扱作業その他保安管理に関する必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、当センターの全域及び当センターに勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

#### (遵守の義務)

第3条 当センターの従業員（以下「センター員」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

#### (告知の義務)

第4条 センター員は、当センターに出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

#### (規程の変更)

第5条 センター長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

- 2 センター長は、規程の変更を行ったときは苫小牧市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。但し、個人名等の変更については、この限りでない。

### 第2章 保安の役割分担

#### (組織)

第6条 当センターにおける保安管理を円滑かつ効果的に行うため、「別様式-1」の通り役割分担を定め、当センター内の見やすい箇所に保安管理任務分担表を掲示すること。また、交代時は、業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き継ぐこと。

- 2 センター長は、危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

(センター長の責務)

第7条 センター長または代行者は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適切に維持管理されるよう努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、保安の維持の確保に務めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

- 2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別をセンター内の見やすい箇所に掲示しなければならない。(「別様式-1」参照)

(従業員の遵守事項)

第10条 センター員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

### 第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱基準)

第11条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- (2) 危険物取扱者が不在となる場合は、危険物取扱業務は行わない。
- (3) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- (4) 危険物を移動タンク貯蔵所から屋外タンク貯蔵所に荷卸しする場合は、当センターの危険物取扱者が必ず立会い、危険物の種類、数量を確認し、作業中は、危険物のもれ、あふれ、又は飛散しないように監視すること。
- (5) 危険物を屋外タンク貯蔵所へ注入する場合、アースに接続するとともに油種、注入量の確認をすること。

(設備機器の運転操作の基準)

第12条 当センターの設備等の運転及び操作に当たっては、作業する者はその設備等の構造及び運転操作要領を熟知するとともに、誤操作のないよう確認して行うこと。

(駐車)

第13条 センター内に自動車等を駐車させる場合は、あらかじめ指定された駐車場所に駐車しなければならない。

## 第4章 点検及び検査その他の安全管理

### (危険物施設の点検)

- 第14条 危険物施設の構造及び施設等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。
- なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施する。
- 2 危険物施設の点検の責任者（以下「点検責任者」という。）は危険物取扱者の中から指名する。
  - 3 点検は毎日点検、定期点検、臨時点検とし、点検責任者の下に行う。
  - 4 点検を実施し、構造、設備等に異常を発見した場合は、点検責任者は使用禁止等の適切な処置を行い、その旨をセンター長に報告しなければならない。
  - 5 センター長は、前項の報告を受けたときには、当該異常個所の修理等を行わせなければならない。
  - 6 センター長は、第1項の規定により点検を実施したときは、点検記録簿に点検結果を記録し、3年間保存しなければならない。

## 第5章 改修、補修等

### (改修、補修)

- 第15条 危険物施設の改修、補修工事等を行う場合は、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。
- 2 センター長は、前項の工事を行う場合、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等監視監督を行うとともに、工事終了後、当該工事に係る設備の点検・検査を実施し安全性を確認しなければならない。
  - 3 センター長は、当センターの位置、構造、設備を明示した書類及び図面の整備、保管について、適正に整理及び管理するものとする。

### (工事責任者)

- 第16条 工事請負業者は工事責任者を定め、センター長に報告しなければならない。

### (連絡)

- 第17条 工事責任者は、センター長と綿密な連携を保ち作業を行わなければならない。

### (工事責任者の責務)

- 第18条 工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督にあたるとともに、作業員に周知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。

### (作業工程)

- 第19条 工事請負業者は、作業工程表を作成し、センター長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

(火気使用許可)

第20条 作業上、火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめセンター長の許可を受けなければならない。

(火気使用の一時禁止)

第21条 センター長は、風力、風向、気温、湿度、その他の気象条件により、火災予防上必要であるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

(危険物の取扱工程又は設備等の変更管理)

第22条 危険物の取扱工程又は設備等を変更する場合は、計画段階から想定される危険要因に対して、設備工程計画部署の管理者および担当部署による事前検討を行い、必要な安全対策を講じなければならない。また、危険物施設担当者に対して当該危険要因を把握させるための保安教育を実施する。

## 第6章 火災、地震、津波及びその他の災害時の措置

(自衛の防災組織)

第23条 センター長を自衛防災隊長とし、全センター員を隊員とした自衛防災隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び責務分担は、「別様式-2」のとおりとする。

- 2 自衛防災隊長は、災害時において隊員を指揮して、初期消火その他災害の拡大防止の措置を行い、また、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告するものとする。
- 3 隊員は、自衛防災隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならない。
- 4 自衛防災隊長は、別に定める別様式-3「自然災害発生時の対応要領」に基づき、地震、津波、台風時等の異常気象時におけるセンター内の施設について、安全を確保するための必要な対策を講じなければならない。
  - (1) 自衛防災隊長は、津波襲来の情報を収集し、センター員および構内の作業者等に対し、的確に情報を提供すること。
  - (2) 避難誘導班は、構内のセンター員に対し、津波浸水予想区域内からの速やかな避難誘導をすること。
  - (3) 自衛防災隊長は、施設の施錠、外部電源の遮断その他安全措置を図り、直ちにセンター員とともに、あらかじめ指定した場所へ避難すること。
  - (4) 外出、出張等により当センター外にいたセンター員は、あらかじめ指定した場所へ避難し、津波浸水予測区内へは立ち入らないこと。
  - (5) (1) から (4) については、津波襲来予想時間に応じた対応とすること。
- 5 自衛防災隊長は、地震、津波、台風等の異常気象時、直ちにセンター内施設の点検を実施し、安全を確認しなければならない。

## (緊急時の連絡網)

- 第24条 当センターに火災等災害が発生したときに備え、「別様式—4—1及び2」の連絡網を作成しておかなければならない。
- 2 災害を覚知したときは、前項の連絡網により全センター員に連絡し、連絡を受けたセンター員は当センターに参集しなければならない。

## (消火活動等)

- 第25条 消火活動等は次により行わなければならない。
- (1) 火災、危険物の流出等が発生した場合には、自衛防災隊長の指揮の下に直ちに初期消火、外来者等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
  - (2) 危険物が所外に流出し、または可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域住民、通行人及び車両の運転者等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、回収等の応急措置を講ずること。

## (地震及び津波の被害予防)

- 第26条 地震及び津波時の災害を防止するため、次の事項を行わなければならない。
- (1) 当センターの建物、その他付随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の点検
  - (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の点検

## (地震及び津波の発生時の措置)

- 第27条 地震及び津波が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。
- 2 センター内に被害が発生した場合は、応急措置により二次災害の発生防止を図るとともに、設備・機器の使用禁止等の措置をとる。
  - 3 再開する場合は、地震・津波の規模に拘わらず危険物施設並びに建物及びこれに付随する設備の点検を行い、安全を確認してから再開すること。
  - 4 隊員は、外来者への必要な指示及び混乱防止のための措置を講じるとともに、安全な場所に避難誘導しなければならない。

## (地震及び津波の発生後の措置)

- 第28条 地震及び津波が発生した場合、点検責任者は、地震の規模にかかわらず、(又は基地内への浸水が認められた場合も含む)建物及び設備の点検、検査を別添の点検項目に従って行い、異常があった場合は速やかにセンター長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。
- 2 センター長は、点検責任者から前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに異常を確認するとともに、必要に応じて補修、取替え及び改修の工事を実施しなければならない。

## (地震及び津波に備えての準備品)

- 第29条 地震に備え、次の物品を常に持ち出せるよう準備しておかなければならない。
- (1) 救急医薬品 (2) 懐中電灯 (3) 貴重品 (4) その他必要なもの

## 第7章 教育及び訓練

### (保安教育)

- 第30条 センター長はセンター員に対し、「別様式一6」により保安教育を実施しなければならない。
- 2 保安教育を実施した時は、その内容を記録し3年間保存しなければならない。

### (訓練)

- 第31条 訓練は、総合訓練、部分訓練及び震災訓練とし、総合訓練にあつては年1回、部分訓練にあつては年2回、震災訓練にあつては総合訓練、部分訓練に含めて「別様式一6」により実施しなければならない。
- 2 訓練を実施したときは、その訓練結果を記録し、3年間保存しなければならない。

## 第8章 予防規程に違反した者の措置

- 第32条 センター長はこの規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

## 付則

### (施行期日)

- 第1条 本規程は平成27年9月1日制定し、実施する。平成27年10月1日より実施する。

### (作成、制定及び変更の方法)

- 第2条 本規程は、安全環境グループ長が関係者と協議して作成し、センター長が制定する。。  
また、変更する時も同様に行う。

### (届出)

- 第3条 センター長は、制定又は変更した予防規程を苫小牧市に届け出る。

### (経過の記録)

- 第4条 本規程の制定及び変更経緯を明らかにするため、次の事項を記録する。
- ①制定又は変更年月日及び届出受理年月日
  - ②変更経緯
  - ③届出受理番号、届出受理年月日

別様式-1

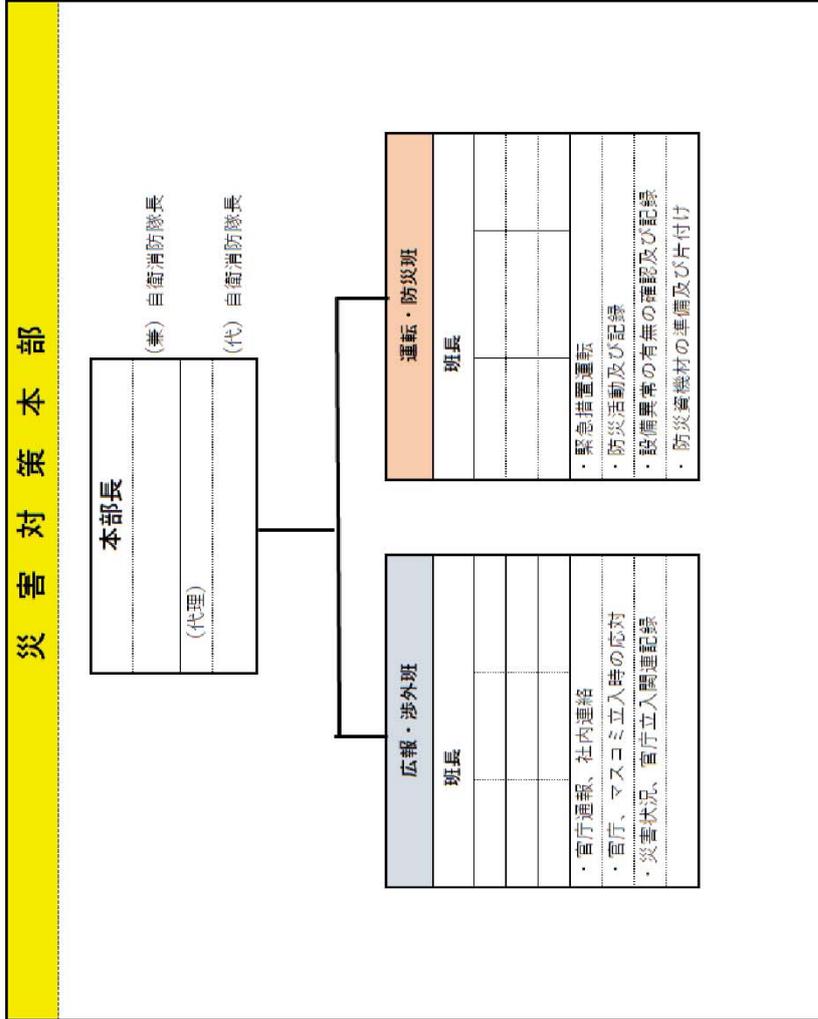
保安管理任務分担表

役務担当	氏 名	備 考
センター長		
危険物保安監督者		
代行者		

自衛消防組織

別様式-2

2020.7.1



別様式-3

▼自然災害発生時の対応要領▼

①情報収集及び周知・連絡

正確な津波情報等の周知・連絡を確実に実施する。

- 情報の収集
- 津波情報伝達システム
  - ラジオ、TV等
  - 携帯電話



- 情報の周知・連絡
- 構内一斉緊急放送
  - 無線ページング等で当センター内にいる外来者・センター員等へ津波情報等を周知・連絡

②作業中止及び安全措置

津波等による二次災害の防止に努める。

- 全ての作業を中止
- A 重油の受入中止
  - 液体窒素の受入中止
  - その他薬品類の充填作業等の中止



- 安全措置
- ポンプ等電源の停止
  - 危険物漏洩防止措置
  - 建物等の施錠
  - その他安全措置

③外来者及びセンター員の避難

迅速に津波浸水予想区域から状況に応じた避難をする。

- 外来者等の避難
- 「津波からの避難の手引き」等避難経路の周知。
  - 外来者を津波浸水予想域外へ避難誘導（管理棟への避難）



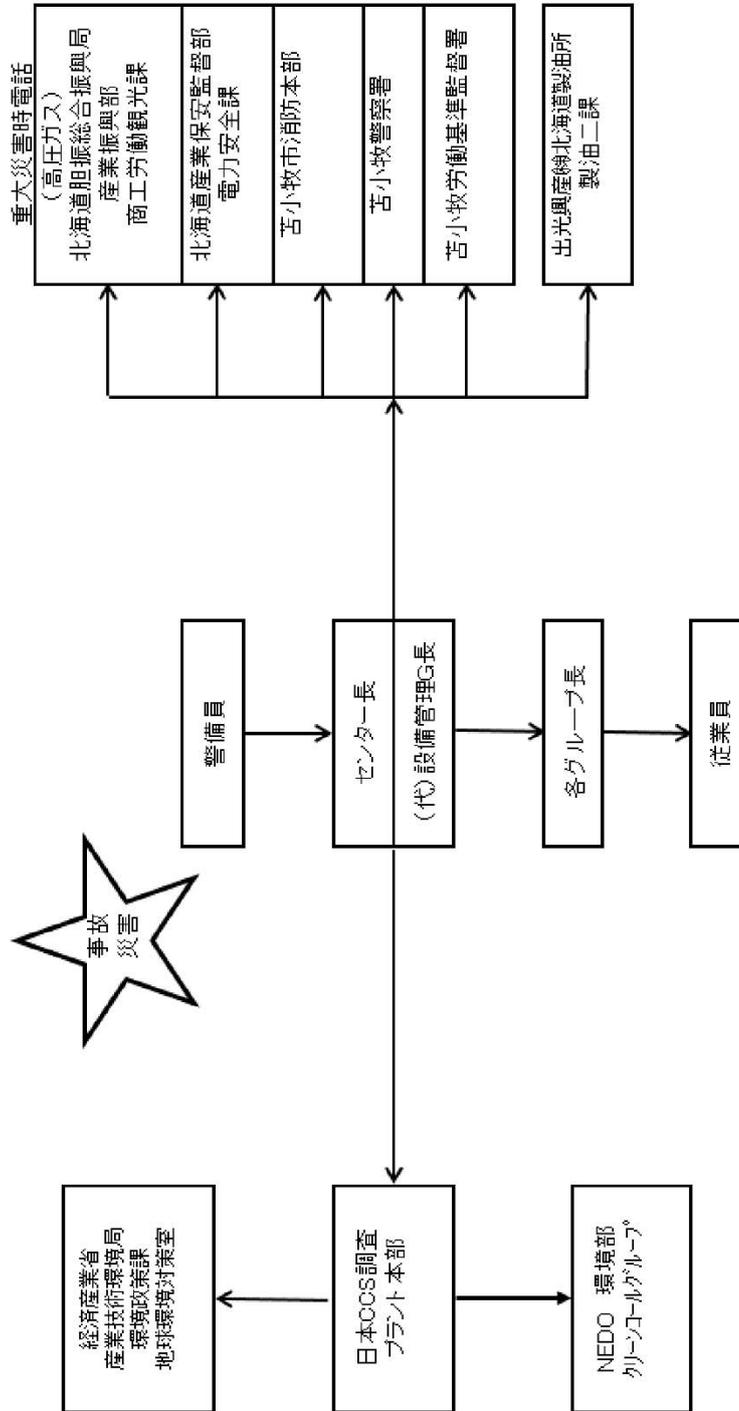
- センター員等の避難
- 非常用持出し品等の確認
  - 全センター員は管理棟へ避難誘導する。
  - 避難後は津波浸水予想区域へ戻らない。

津波警報発令時：津波襲来予想時間を考慮し、慌てずに対応する！

別紙様式 4-1

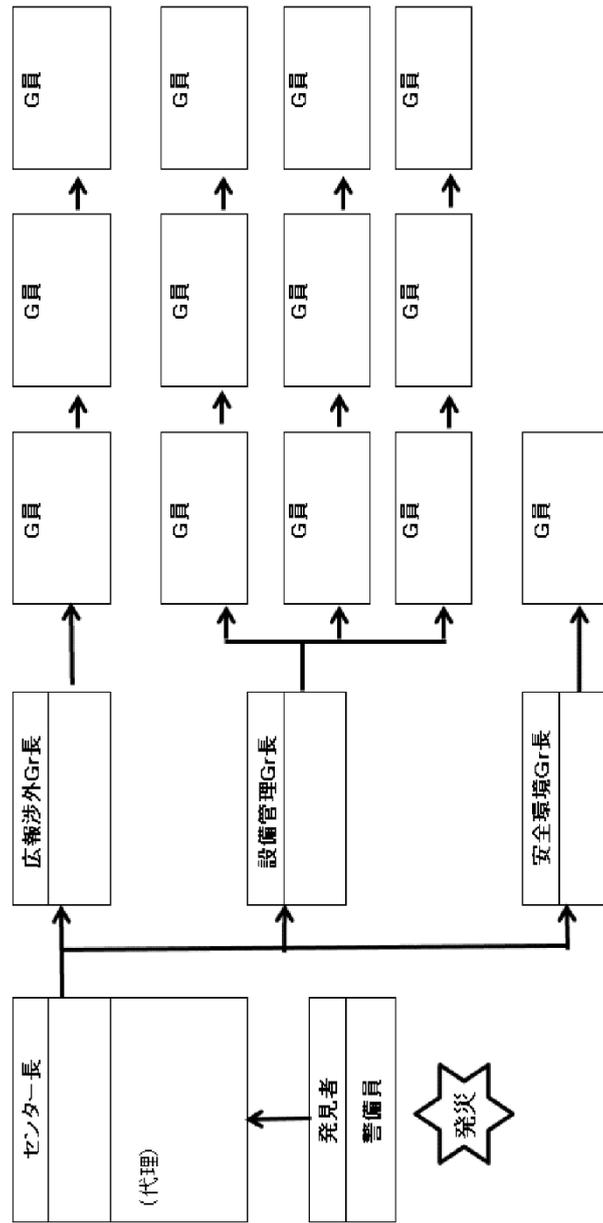
2020.4.1

### 苫小牧CCS実証試験センター 緊急連絡網



別紙様式4-2

夜間休日の緊急連絡網（携帯電話）



- ※
- ① 連絡先の方に連絡がとれない場合は次の方に連絡のこと。
  - ② 連絡先の方の電話番号は各自確認しておいて下さい。

別様式-5

一般取扱所及び屋外タンク貯蔵所

地震および津波発生時の設備点検表

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容	
燃焼装置等	基礎、架台、支柱	変形、亀裂、損傷の有無	目視		
		沈下の有無	目視		
		支柱取付け部損傷の有無	目視		
		ボルト等の緩みの有無	目視		
	本体部	変形、亀裂、損傷の有無	目視		
		ボルト等の緩みの有無	目視		
		保温材の損傷、剥落等の有無	目視		
	バーナー等燃焼設備	漏洩の有無	目視		
		取付け部の緩み等の有無	目視		
	安全装置	機能の適否	作動確認		
	計測装置	温度計	損傷の有無	目視	
			取付け部の緩み等の有無	目視	
			作動、指示状況の適否	目視	
		圧力計	損傷の有無	目視	
			取付け部の緩み等の有無	目視	
		作動、指示状況の適否	目視		
熱源監視装置	損傷の有無	目視			
	取付け部の緩み等の有無	目視			
火災を防止するための付帯設備	機能の適否	目視			
	固定状況の適否	目視			
	機能の適否	作動確認			
屋外タンク貯蔵所	基礎	大変り、コンクリートリング損傷の有無	目視		
	防油堤等	亀裂、損傷等の有無	目視		
		目地の剥落等の有無	目視		
		波打ち、傾斜の有無	目視		
		基礎部分の洗掘の有無	目視		
	タンク本体	腐蝕の状況、損傷の有無	目視		
		割板および置板板の変形、亀裂、損傷の有無	目視		
		ボルト等の緩みの有無	目視		
		底板張り出し部の変形の有無	目視		
		通気管、安全装置の損傷の有無	目視		
		漏洩の有無	目視		
	ノズル、マンホール等	変形、損傷の有無	目視		
		取付けボルトの折損等の有無	目視		
		通気管、安全装置の損傷の有無	目視		
液量自動表示装置	損傷の有無	目視			
	取付け部の緩み等の有無	目視			

別様式-5

一般取扱所及び屋外タンク貯蔵所

地震および津波発生時の設備点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容	
屋外タンク貯蔵所	計測装置	温度計	作動、指示状況の適否	作動確認		
			損傷の有無	目視		
			取付け部の緩み等の有無	目視		
		圧力計	作動、指示状況の適否	作動確認		
			損傷の有無	目視		
			取付け部の緩み等の有無	目視		
	配管、バルブ等（可換部を含む）	配管（可換部を含む）	運送の有無	目視		
			変形、損傷の有無	目視		
			地面との離隔状況	目視		
		バルブ、フランジ等	運送の有無	目視		
			変形、損傷の有無	目視		
			バルブ開閉機能の適否	目視		
			フランジボルトのゆるみ等の有無	目視		
		ラック、サポート	固定状況の適否	目視		
			変形、損傷の有無	目視		
		ポンプ設備	ポンプ	運送の有無	目視	
				変形、損傷の有無	目視	
				異音、異常振動、異常発熱の有無	目視	
	ポンプ据付基礎の亀裂、損傷の有無			目視		
	固定ボルトの緩み等の有無			目視		
	アース断線の有無			目視		
	床、油分離装置		変形、亀裂、損傷の有無	目視		
		漏油の有無	目視			
	配電盤、導線架、コンセント、配線等	変形、損傷の有無	目視			
固定状況の適否		目視				
機能の適否		目視及び作動確認				

別様式-5

一般取扱所及び屋外タンク貯蔵所

地震および津波発生時の設備点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
電気設備	照明機器及びその他の電気機器	変形、損傷の有無	目視		
		固定状況の適否	目視		
		配線結合部の緩み等の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
	アース、避雷設備	断線の有無	目視		
		配線結合部の緩み等の有無	目視		
接地抵抗値の適否		接地抵抗計による測定			
制御装置等	制御系計器の損傷の有無	目視			
	制御盤の固定状況の適否	目視			
	制御系の機能の適否	作動確認またはシーケンス試験による			
	監視設備の機能の適否	作動確認			
	警報設備の機能の適否	作動確認			
消火設備	位置、設置数、外觀異常の有無	目視			
警報設備	損傷の有無	目視			
	機能の適否	作動確認			
管理棟及びその他建屋	基礎部分の亀裂、沈下等の有無	目視			
	外壁、窓、屋根部等の損傷の有無	目視			
	建屋内への浸水による異常の有無	目視			
その他					

別様式-6

教育・訓練計画表

教育	対象者	実施時期	教育の内容
	全センター員	・危険物安全週間中 ・防災週間中	入社時
新入社員 (アルバイトも含む)			
訓練	訓練別	実施時期	訓練の内容
	総合訓練	危険物安全週間中	部分訓練を有機的に連携させて総合的に行う訓練
	部分訓練	春の火災予防週間中	信幸 消火・通報訓練、初動措置訓練
		防災週間中	消火・通報訓練、避難・誘導訓練 流出油防除訓練、応急救護訓練
震災訓練	総合訓練及び部分訓練に含めて実施	周辺事業所等との連携 訓練、帰宅困難者対応訓練 応急措置訓練、設備・機器の使用可否判断訓練	

教育・訓練記録表

センター長	担当	

教育・訓練名	教育・訓練区分	<input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 訓練
	教育・訓練名	
実施年月日	実施年月日	令和    年    月    日 (    )
	時    間	時    分    ~    時    分
講    師	社    内	
	社    外	
参 加 者		計    名
【内 容】		
【所 感】		
【上司コメント】		